平 成 27 年 度

八代市議会総務委員会記録

審　査　・　調　査　案　件

１．９月定例会付託案件 …… ２
１．所管事務調査 …… ２９

平成 ２７ 年 ９ 月 １７ 日（木曜日）

総務委員会会議録

平成２７年９月１７日　木曜日
　　午前１０時０２分開議
　　午後　２時１１分閉議（実時間１６０分）

○本日の会議に付した案件

１．議案第７８号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第５号（関係分）
１．議案第８９号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第６号（関係分）
１．議案第８４号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について
１．議案第８５号・八代市職員の再任用に関する条例及び八代市職員退職手当支給条例の一部改正について
１．議案第８６号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
１．議案第８７号・八代市個人情報保護条例の一部改正について
１．議案第８８号・八代市手数料条例の一部改正について
１．請願第４号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方について
１．請願第２号・場外船券発売所誘致について
１．所管事務調査
・行財政の運営に関する諸問題の調査
（定住自立圏構想について）
（新庁舎建設の進捗状況について）
（市税徴収における県への派遣支援（併任徴収）要請について）
・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳君
副委員長	鈴木田幸一君
委員	上村哲三君
委員	島田一已君
委員	田中安君
委員	中山諭扶哉君
委員	橋本幸一君
委員	矢本善彦君

※欠席委員　　君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

　　君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	辻本士誠君
財政課長	佐藤圭太君
財政課主幹（新庁舎建設担当）	谷脇信博君
理事兼納税課長	松本秀美君
総務部	
総務部次長	丸山智子君
理事兼危機管理課長	東坂宰君
広報公聴課長	豊本昌二君
人事課長	中勇二君
文書統計課長	橋口幸雄君
企画振興部長	福永知規君
企画政策課長（政策審議監担当兼務）	宮川武晴君
情報政策課副主幹兼システム管理係長	山本雄二君
市民環境部	
理事兼市民課長	松本貞喜君
市民課主幹兼課長補佐	福本桂三君

○記録担当書記　　小川孝浩君

（午前１０時０２分　開会）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、皆さんお

はようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第７８号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第５号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君）　最初に予算議案の審査に入ります。

議案第７８号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第５号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部長の岩本でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第７８号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第５号の歳入及び歳出の第２款・総務費を辻本財務部次長が、また第８款・消防費を丸山総務部次長が説明いたします。

次に、議案第８９号の平成２７年度八代市一般会計補正予算・第６号の歳入及び歳出の第１０款・災害復旧費の財務部関係を辻本財務部次長が、また第８款・消防費及び第１０款・災害復旧費の総務部関係を丸山総務部次長が説明いたします。

そのほか、議案第８４号から８８号までの５件の条例議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長（辻本士誠君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部次長の辻本でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして説明をいたします。

それでは、別冊になっております議案第７８号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第５号をお願いいたします。総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

１ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で歳入歳出それぞれ７億１０５６万６０００円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５８３億２６７０万円といたしております。

次に、第２条で地方債の補正をお願いしております。内容は４ページに記載しておりますので、４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、１、追加では、観光施設整備事業で６２７０万円を追加しております。

次に、２の変更では、ごみ処理施設整備事業において、補正前の限度額３億５４９０万円に２億６７９０万円を追加し、補正後の額を６億２２８０万円に変更しております。また、災害復旧事業では、補正前の限度額１４７０万円に６９０万円を増額し、２１６０万円に変更しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

詳細につきましては、１０ページ及び１１ページの歳入、款２１・市債のところで改めまして説明をいたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

８ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で５６２８万円を計上しておりますが、これは今回

の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項１・国庫負担金、目３・災害復旧費国庫負担金、節１・公共土木施設災害復旧費負担金で２３３万４０００円を計上しておりますが、これは本年６月３０日から７月１日の梅雨前線豪雨により被害を受けました東陽地区市道西原川平線の路肩崩壊に係る災害復旧事業費３５０万円に対する道路橋梁施設災害復旧費負担金でございます。

次に、同款、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１０００万円を計上いたしております。これは、移住者交流セミナーの開催や体験型婚活イベントの実施及び結婚活動を主催する団体への補助、並びに八代産農産物の販路拡大のための香港でのプロモーションを行う経費などに、地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乗せ交付分を活用するものでございます。

次に、９ページをお願いいたします。

款１５・県支出金、項２・県補助金、目２・民生費県補助金、節１・社会福祉費補助金で計上しております１０３０万円は、社会福祉法人松高福祉会が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所を開設するために必要なシステム整備に要する経費に対しての補助金でございます。

次に、同項、目３・衛生費県補助金、節２・生活環境費補助金で１億８３万３０００円を計上しておりますが、これは東陽交流センターせせらぎにおける太陽光発電設備及び蓄電池、並びに木質バイオマスを燃料とするボイラーの設置に対する熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金でございます。

次に、同項、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で１億６９２６万１０００円を計上しております。まず、担い手経営発展支援事業補助金２０万円は、鏡町の北出ファーマーズに対して集落営農の組織化等に係る経費に対する補助金でございます。

次の、強い農業づくり交付金事業補助金１億５５７１万３０００円は、八代地域農業協同組合の低コスト耐候性ハウス１２棟の導入に対するものでございます。

次の、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金１３０４万８０００円は、ＪＡやつしろ園芸部などが事業主体となり、産地間競争に打ち勝ち、稼げる園芸産地を育成するために、農業施設、機械等を整備する経費に対しての補助金でございます。

次の、くまもと地産地消活動支援等事業補助金３０万円は、やつしろマルシェ生産者会が行う八代産農産物のＰＲ販売活動などに対する補助金でございます。

次に、同目、節２・林業費補助金８５万円は、泉町の梅の木轟公園遊歩道の一部を補修するため、熊本県癒しの森整備支援事業補助金を活用するものでございます。

次に、同項、目６・消防費県補助金、節１・消防費補助金で１１８０万４０００円を計上いたしております。これは、消防団の資機材整備や衛星電話等通信機器の整備、並びに市内全域版のハザードマップ作成などに、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を活用するものでございます。

次に、同項、目７・教育費県補助金、節１・小学校費補助金１５万３０００円は、児童生徒のスポーツ環境整備事業費補助金として、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するため、検討委員会に要する経費やコーディネーターの配置などに充てるものでございます。

次に、同項、目８・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費補助金で、９５０万円を計上しております。これは、本年６月３０日から７月１日の梅雨前線豪雨により被害を受けました坂本地区林道袈裟堂深水線ほか１路線の災害復旧事業費１６００万円に対する林

道施設災害復旧費補助金でございます。

続きまして、１０ページをお願いいたします。

款１５・県支出金、項３・委託金、目５・教育費委託金、節１・小学校費委託金で、１２５万１０００円を計上いたしております。これは小中一貫教育推進事業委託金で、小中一貫教育全国サミットへの参加及び小中交流事業に係る経費などに充てるものでございます。

次に、款２０・諸収入、項４、目５、節８・雑入で、５０万円を計上しております。これは、消防団に配備する投光機の購入に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成事業助成金でございます。

次に、款２１、項１・市債、目２・衛生債、節１・生活環境債で２億６７９０万円を計上いたしております。これは、環境センター建設に伴う港町の県有地購入に要する経費、２億８２００万円の９５％を合併特例債で予定するものです。

次に、同項、目７・災害復旧債、節１・農林水産業施設災害復旧債で５８０万円を計上しております。これは、先ほど県補助金の説明で申し上げました林道２路線の林道施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の９０％でございます。

次の節２・公共土木施設災害復旧債１１０万円は、これも梅雨前線豪雨により被害を受けました市道西原川平線の道路橋梁施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％でございます。

引き続き、１１ページをお願いいたします。

目８・商工債、節１・観光債で、６２７０万円を計上しております。これは、先ほど県補助金で説明いたしました東陽交流センター「せせらぎ」施設整備事業の工事費から県補助金を除いた額の９５％を合併特例債で予定するものです。

以上、今回補正の歳入総額７億１０５６万６０００円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

１２ページをお願いしたします。

款２・総務費、項１・総務管理費、目５・企画費に４００万円を計上しております。これは地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乗せ交付分、いわゆる地方創生先行型交付金関連の予算でございまして、定住促進対策事業に２００万円、結婚活動応援事業に２００万円を計上しております。

まず、定住促進対策事業につきましては、八代市に移住された方や移住促進に協力していただける住民を対象に、専門業者への委託により、講演会やパネルディスカッションなどの移住者交流セミナーを年４回開催し、移住者の実態把握及び交流促進を図ることで、新たな移住者の相談や支援を行うための母体となるネットワークづくりを進めるものでございます。

また、結婚活動応援事業につきましては、出会いを生む体験型イベントを年３回行うための委託金１００万円、及び婚活事業を実施する団体へ２０万円を上限に５団体を予定し、１００万円を補助するものです。

次に、目７・交通防犯対策費に３４０万円を計上しております。これは、公共交通の利用促進を図るため、八代市地域公共交通会議が実施する八代市モビリティ・マネジメント推進事業に、国及び市からそれぞれ３４０万円を補助するものです。なお、モビリティ・マネジメントとは、例えば自動車から自転車やバスなど、個人的あるいは社会的にも望ましい方向へと、移動手段をみずから変更するよう促していく交通政策のことでございます。

事業の内容としましては、この事業の対象となる学校や企業に対して、公共交通の啓発用冊子及び総合時刻表をそれぞれ約２０００部作成

して配布するとともに、アンケート実施による動向調査や日常的な公共交通の利用増加を図る啓発事業を実施するものです。

以上で歳入全体と歳出の総務費に係る説明といたします。

次は、消防費でございますので、説明者を交代いたします。

○総務部次長（丸山智子君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、丸山総務部次長。

○総務部次長（丸山智子君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の丸山です。よろしくお願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○総務部次長（丸山智子君）　補正予算書の１５ページをお願いいたします。

款８・消防費でございます。

初めに、今回の補正についてでございますが、熊本県が今年度から実施されます球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金が７月２３日付で交付決定されたため、本定例会にて補正予算をお願いするものでございます。

当補助金は、国土交通省、熊本県及び本市を含む流域１２市町村によりますダムによらない治水を検討する場での共通認識に基づき、球磨川水系の洪水から人命を守り、財産被害の最小化を図ることを目的として、流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策等の事業に対して県が財政支援を行うもので、補助率は３分の２となっております。また、特定財源のその他の５０万円は、消防団員等公務災害補償等共済基金によります消防団員安全装備品整備等助成金でございます。

では、歳出の内容を御説明いたします。

目２・非常備消防費では６９９万３０００円を追加し、補正後の金額は２億５０５２万７０００円といたしております。これは、消防団整備事業として、消防団の活動に必要な資機材の充実を図るもので、各消防団に配備している全積載車に装備するための誘導棒２４０本とサイレンつき拡声器２４０個を購入し、また、夜間作業時に使用いたします投光機を泉及び東陽方面隊に１基ずつ配備するものでございます。なお、投光器は、今後、他の方面隊にも計画的に整備していくことといたしております。

次に、目４・防災管理費では１２０６万８０００円を追加し、補正後の金額は８２６９万５０００円といたしております。

内容につきましては、防災行政無線整備事業３１３万８０００円は、防災拠点となる本庁及び各支所等において非常時の連絡手段を確保するために、衛星電話７台とビジネストランシーバ１０台を整備するものでございます。

防災対策事業８９３万円は、関係機関等に配布する市内全域版のハザードマップ５００部の作成、及び災害対策本部となる本庁や各支所において使用いたします災害対策用管内地図１０枚の作成、また、情報収集手段の乏しい過疎地域の避難所８カ所に設置する情報収集用テレビ８台、及び出前講座や防災訓練等で活用いたしますハンズフリー拡声器５個を整備するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　中山委員。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。先ほどの防災行政無線のところで、衛星電話ということを言われましたけれど、こちらのほうのランニングコストはどのくらいぐらいになるんでしょうか。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　東坂総務部理事兼危機管理課長。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課の東坂でございます。

御質問の防災行政無線等のランニングコストでございますが、現在、これから装備いたしまして、年度途中でございますので衛星携帯電話とビジネストランシーバを合わせまして５０万８０００円を予定しております。

台数でございますが、これ、一括でございますので衛星携帯電話が７台、それからビジネストランシーバが１０台分ということで、トータルの５０万８０００円でございます。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　中山委員。

○委員（中山諭扶哉君）　済みません、確認なんですけど、１年でですか。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　東坂総務部理事兼危機管理課長。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　１カ所訂正いたします。衛星携帯電話につきまして、私、先ほど６台って言ったと思いますけど（「７」と呼ぶ者あり）７台でございます。１台当たりのですね、携帯電話のランニングコストでございますが、３０００円の月額でございます。それから、ビジネストランシーバにつきましても、３０００円の１０台分ということで、それに税を１．０８掛けるというようなところでございます。

○委員長（福嶋安徳君）　どうですか。ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　矢本委員。

○委員（矢本善彦君）　結婚活動応援事業、これのイベント実施委託３回、活動応援補助５団体、これ、数字の根拠は。ちょっと具体的に。それと、どのような活動をされるのか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。よろしくお願いいたします。

イベントの回数でございますが、今年度、途中ということがありますので、おおむね３回ほど実施していただければというところで考えてございます。

それから、団体につきましては、基礎となる数値はございませんが、期待値として２０万を補助させていただいて、５団体ほど手を挙げていただくと市内各所に広がるのかなというところで、５団体というふうな設定をしてございます。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君）　これまで民間に婚活運動させておられましたけども、そのとき１２組だったかな、結婚されたというような話を聞いておりますけれども。やはり、これまでの、された方が、また異動になってですね、そういうノウハウをですね、以前された方のノウハウをやっぱりしっかり聞いてですね、やっぱり頑張っていただきたいと思います。やっぱり、せっかくですね、こういう応援事業されますから。よろしくお願いしときます。

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。

○委員（矢本善彦君）　はい。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君）　関連で。今の５団体ってありますけど、この団体のほうは、募集のほうはどうされる、募集ですか、それとも――、募集でしょうか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。５団体につきましては、市内各所にお声かけをしたいと思っておりまして、予算を議決いただきました後、遅滞なくですね、できるだけ速やかに周知のほうを図りまして、市内全域から募集を行いたい、募りたいとかように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　防災対策事業で２点ほどよろしいですか。

５００部を市内に、ハザードマップ配布といいますが、どういう配布方法でされるのかということと、情報収集テレビということで、過疎地域を対象にということでございますが、どの地域で、内容的にはどのような情報を考えておられるのか。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　東坂危機管理課長。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　はい。まず１点目のハザードマップの配布先ということでございますが、御存じのように、現在、私たちが使っておりますハザードマップは、浸水、それから地震、家屋倒壊、液状化、いろいろな形のハザードマップがございますが、これが今ばらばらの状態で持っております。それから、浸水につきましても地域ごとに分かれておりまして、地域ごとを見るには大変便利なんですけれども、全体として大変見づらいと、そういうのを全部集めなければならないということがありますんで。

今回考えておりますのは、そういったいろいろなハザードマップ、種類ございますけれども、それを１つにまとめたいというふうに思っております。

で、５００部というのはですね、なぜ５００部なのかといいますと、現在、津波――、地震が発生した場合の津波につきましては、堤防の耐震診断を県がやっておられまして、これが今年度までに終わるんじゃないかと。それから、土砂災害につきましては、これも県が調査されておりますが、ことし、来年ぐらいまでで大体終わるんじゃないかというふうにいわれております。で、そこまでできましたらですね、最終的には、全戸配布とかいろいろ考えてはいるんですけども、それまでに現在のハザードマップがもう底をついてるという部分と、今申し上げましたあと２つをですね、追加すれば、全体のハザードマップができ上がるということ、１冊でですね、ということで、まず、その前の段階といたしまして、関係機関でありますとか、あるいは支所でありますとか、そういうところにまずもっては、新たにつくりましたハザードマップをお配りしておきたいというふうに考えております。

それから２点目でございますが、テレビをというふうに情報収集には考えておるわけですけども、これにつきましては各支所等とも協議いたしましたところなんですけれども、泉に２台、それから坂本に６台ですね。これは避難所におきまして、避難された場合、全く情報収集手段がないということで、行かれた後が不安という避難者からのですね、声をお聞きしまし

て、そういう形で設置することにしております。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　まず、最初のそのハザードマップの件ですが、土砂災害っていうのは傾斜地域の家屋に対する県の、今、調査が入っているあの部分のことですね。（総務部理事兼危機管理課長東坂宰君「はい」と呼ぶ）はい。じゃあ、それがある程度県のほうから出されれば、再度、全戸配布に向けてこの統合版といいますか、そういうのをこれから配布するっていう、そう理解していいと。はい、わかりました。

それと、結局、泉、坂本ということでございますが、二見とか東陽とかも過疎地っていうことはあるわけでしょう。これが外れている理由っていうのは何ですか。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　東坂危機管理課長。

○総務部理事兼危機管理課長（東坂　宰君）　はい。それにつきましてはですね、各支所でありますとか、出張所等に確認をしたところでございまして、現在の避難場所として設定しているところにですね、そういう情報収集手段が全くない場所ということでですね、挙げさせていただいた箇所でございます。

○委員（橋本幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　情報収集テレビというのは、普通のテレビを、まずは配置するという、そう理解してよろしいんですか。（総務部理事兼危機管理課長東坂宰君「はい」と呼ぶ）特別なテレビっていうわけじゃないんでしょう。（総務部理事兼危機管理課長東坂宰君「じゃないですね。はい」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

○委員（島田一已君）　済みません。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、島田委員。

○委員（島田一已君）　はい。県支出金のところのですね、９ページの上から４番目ですけれども、強い農業づくり交付金事業補助金１０分の１０、これ、県支出金だと思いますけれども、今までは風速５０メートルちゅうのが低コスト耐候性だったと思いますけれども、今回は３５メートルというふうになっていますけれども、どうしてこのようになったのかちゅう何か理由とかございませんでしょうか。（「部がちがう」と呼ぶ者あり）

○財務部次長（辻本士誠君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君）　はい。さきのですね、委員会の中で答弁のほうがありましたので、そちらのほうでお答えしたいと思いますが、以前は５０メーターですね。風速５０メーターに耐えるっていうところでの規定、基準だったのが、ここ１０年間ぐらいですか、ここ最近もう３５メーター以上の風が吹いていないというところで、基準が３５メーターまでというところで引き下げられたということでございました。

また、今後、今回、３６メーターぐらい吹いたということですので、また基準についてはまた再度見直しあたりはされる可能性もあるかと思いますが、そういうことでございます。（委員島田一已君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。お気をつけて。

はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。

これより採決いたします。

議案第７８号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第５号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８９号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第６号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君）　次に、議案第８９号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（辻本士誠君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君）　はい。それでは、議案その２につきまして説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○財務部次長（辻本士誠君）　それでは、追加いたしております議案書のその２をお願いいたします。よろしいでしょうか。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ありましたか。よかですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○財務部次長（辻本士誠君）　それでは、１枚めくっていただきまして、議案第８９号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第６号の総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

それでは、３ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ５億１２７０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ８８億３９４０万円といたしております。

次に、第２条で、地方債の補正をお願いしております。

内容は６ページに記載しておりますので、６ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正は、災害復旧事業の歳出補正に伴い、補正前の限度額２１６０万円に８２６０万円増額し、補正後の限度額を１億４２０万円に変更しております。

詳しい内容につきましては、１２ページの歳入、款２１・市債のところで改めて説明をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で、２億８１１７万６０００円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項１・国庫負担金、目３・災害復旧費国庫負担金、節１・公共土木施設災害復旧費負担金で４５３５万６０００円を計上いたしております。これは、先月２５日の台風１５号によりまして被害を受けました、市道鎌瀬瀬戸石線を初めとした坂本地区の市道４路線の災害復旧事業費５９００万円に対する道路橋梁施設災害復旧費負担金３９３５万３０００円と、同じく被害を受けました日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」の公園遊具の災害復旧事業費９００万円に対する都市計画施設災害復旧費負担金６００万３０００円でございます。

次の節２・文教施設災害復旧費負担金２５４万３０００円は、今回の台風で被災しました第六中学校の防球ネット破損などの災害復旧事業に係る補助対象となる経費に対する公立学校施設災害復旧費負担金でございます。

次に、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫

補助金、節１・総務管理費補助金で、３５２０万円を計上いたしております。これは、クルーズ船等による外国人観光客誘致事業として、クルーズ船乗客等の受け入れ体制を強化するための消費動向調査や、県南の観光物産をＰＲする経費などに、地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乗せ交付分を活用するものでございます。

１１ページをお願いします。

同じく、項２・国庫補助金、目６・災害復旧費国庫補助金、節１・厚生施設災害復旧費補助金で４３３６万１０００円を計上いたしております。これは、このたびの台風１５号により発生しました災害ごみの仮置き場設置及び処分費用に係る経費総額９９５７万１０００円のうち、補助対象となる経費に対する災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

次に、款１５・県支出金、項２・県補助金、目４・農林水産業費県補助金、節３・水産業費補助金で６００万円を計上しております。これは、先日の台風１５号により、鏡町漁協などが所有しますカキの養殖施設であるいかだ１２基が流出や損壊など被害を受けたため、新たに鏡町漁協が共同利用施設としてカキ養殖施設を整備する経費に対しまして、事業者負担を除く２分の１を補助する水産基盤整備交付金を活用するものでございます。

次に、目８・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費補助金で６９５万円を計上いたしております。これは、先日の台風で被災しました坂本地区の林道板持線など３路線の災害復旧事業費１３００万円に対する林道施設災害復旧費補助金でございます。

次に、款１９、項１、目１、節１・繰越金で９５１万４０００円を計上いたしております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

１２ページをお願いします。

款２１、項１・市債、目７・災害復旧債で８２６０万円を計上いたしております。これは、先月２５日の台風１５号により被害を受けました各施設の災害復旧事業に係る市債でございます。

内容としましては、まず、節１・農林水産業施設災害復旧債で９８０万円を計上しておりますが、このうち、農業施設災害復旧事業の４４０万円は、昭和運動広場のバックネット破損等、深水生活改善センターの屋根破損、及び農道下鶴地区２号線の路肩決壊の災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費の６５％でございます。また、林道施設災害復旧事業の５４０万円は、先ほど県補助金の説明で申し上げました林道３路線の災害復旧事業に係るもので、起債対象事業費から県補助金を除いた額の９０％でございます。

次の節２・公共土木施設災害復旧債で２８７０万円を計上しておりますが、このうち、道路橋梁施設災害復旧事業の１９６０万円は、これも先ほど国庫負担金の説明で申し上げました市道４路線の災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％でございます。２段目の都市計画施設災害復旧事業の６１０万円は、同じく国庫負担金の説明で申し上げました日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」のほか２公園の災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％でございます。３段目の住宅施設災害復旧事業の３００万円は、築添団地及び麦島団地の屋上防水シート飛散に対する災害復旧事業に係る市債で、事業費の１００％でございます。

次の節３・厚生施設災害復旧債では、８２０万円を計上いたしております。このうち、民生施設災害復旧事業の６７０万円は、下岳保育園の屋根破損の復旧に係る市債で、事業費の１００％でございます。また、衛生施設災害復旧事

業の１５０万円は、平和町最終処分場の管理棟サッシ破損などの復旧に係る市債で、事業費の１００％でございます。

次の節４・文教施設災害復旧債で１９３０万円を計上いたしております。

内訳としましては、まず、公立学校施設災害復旧事業の４１０万円ですが、先ほど国庫負担金の説明で申し上げました六中の防球ネット破損ほか3校の災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％でございます。２段目の学校給食施設災害復旧事業の３２０万円は、南部給食センターの会議室及び西部給食センターの煙突などが破損したことに係る市債で、事業費の１００％でございます。３段目の社会教育施設災害復旧事業の４９０万円は、市立図書館の屋根破損、坂本公民館の外壁破損及び金剛公民館のフェンス破損などに係る市債で、事業費の１００％でございます。４段目の社会体育施設災害復旧事業の７１０万円は、スポーツ・コミュニティ広場の駐輪場屋根破損、千丁西グラウンドのベンチ屋根破損、及び北新地グラウンドの防球ネット破損などに係る市債で、事業費の１００％でございます。

次の節５・その他公共・公用施設災害復旧債で１６６０万円を計上いたしております。このうち、商工施設災害復旧事業の１２５０万円は、さかもと温泉センタークレオンの露天風呂の壁倒壊、及び東陽交流センターせせらぎのフェンス倒壊など4施設に係る市債で、事業費の１００％でございます。また、庁舎災害復旧事業の４１０万円は、千丁支所庁舎の屋根破損及び空調機破損などに係る市債で、事業費の１００％でございます。

以上、今回補正の歳入総額５億１２７０万円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

１８ページをお願いいたします。

款１０・災害復旧費、項５・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目３・その他公共施設・公用施設災害復旧費で、１１０４万４０００円を計上いたしております。これは、先月の台風１５号によって被害を受けました本庁舎及び支所庁舎、並びに旧河俣小など廃校施設４施設の破損箇所の修繕料、倒木の処分委託、及び千丁支所の空調機の復旧工事などでございます。

以上で歳入全体と歳出の財務部所管に係る災害復旧費の説明といたします。

次は、消防費でございますので、説明者を交代いたします。

○総務部次長（丸山智子君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、丸山総務部次長。

○総務部次長（丸山智子君）　はい。では、消防費につきまして御説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○総務部次長（丸山智子君）　補正予算書の１４ページをお願いいたします。上の段、款８・消防費でございます。

今回の補正につきましては、８月２３日に八代市球磨川河川緑地で開催されました第４回熊本県女性消防操法大会において、本市女性消防隊が優勝し、１０月１５日に横浜市消防訓練センターで開催されます第２２回全国女性消防操法大会に出場することが決定しましたため、出場に要する経費について補正予算をお願いするものです。

歳出の内容を御説明いたします。

款８・消防費、項１・消防費、目２・非常備消防費におきまして、３５１万４０００円を追加し、補正後の金額は２億５４０４万１０００円といたしております。

歳出の主な内容でございますが、旅費につきましては、大会に出場する女性消防隊の選手に加えて、操法準備及び指導を行う消防団幹部指

導員など消防団関係者３２名、資機材運搬等の補助及び随行として市職員５名、合わせて３７名分でございます。役務費につきましては、本市から会場まで持ち込むポンプや団旗、のぼり旗等に係る運搬経費でございます。このほか、大会で使用いたしますホース６本の新規購入経費や大会出場補助金を計上いたしております。

次に、１８ページをお願いいたします。

款１０・災害復旧費、項５・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目２・消防施設災害復旧費でございます。

補正額は２４２万６０００円で、台風１５号による被害を受けました消防施設３３カ所の復旧に係るもので、内訳は、消防水利標識等の破損が１３カ所、防災通信システム子局・基地局等が２０カ所でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。以上で質疑を行います。

何かありませんか。

○委員（橋本幸一君）　よろしいですかね。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　公共施設については保険、当然、対象になると思いますが、大体どのくらいぐらい見ておられますか。

○財政課長（佐藤圭太君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君）　はい、財政課の佐藤でございます。

保険の対象ということでございますけども、本市が入ってます保険といいますのが、全国市有物件災害共済会の保険に入っております。で、対象となる部分でございますけども、１回の事故により生じた損害額が５万円以上のときに大体１００分の５０、２分の１に相当する金額が災害共済金としてですね、支払われるということになります。例えば、台風によりまして屋根の一部が破損したため、雨水が浸入し、建物の内部が水損の被害を受けた場合がこれに該当します。

ただいま申請している件数ですけども、本庁とか千丁支所、それからくま川教室など１０件ございまして、ただいまのところ復旧額が１４００万程度ございまして、保険をですね、７００万程度見込んでおりますけども、まだ、これ、全部精査したわけではございません。で、財政課のほうで大体見込んでおります数字というのが、復旧額８０００万に対してですね、大体４０００万程度を今のところ見込んでいるというところでございます。（委員橋本幸一君「最終的にですね」と呼ぶ）はい。

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。

○委員（橋本幸一君）　はい、結構です。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。１１ページのですね、農林水産業の県補助ですけど、６００万の補助が出ておりますが、新聞紙上等の金額によれば、災害金額によれば６００万程度の災害じゃないような金額ですが、これは地元漁協からの要望であって、要望だけで、これは、こん金額は上がっとっとですかね。

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。

○財務部次長（辻本士誠君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君）　はい。先ほど申しました養殖施設のいかだが１２基流失ということで、１基当たり１５０万円ということで、その１２基分に対しまして、それを自己負担分と県と市ということで、６００万円ずつということで出てきております。要望が出てきているところでございます。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　余り具体的な話になっとちょっと難しかと思いますけど、一応、これについては、熊本県からも非常に期待されたカキのですね、オイスターハウスということで期待をされておりますし、これが潰れてしまうことよりも、もっと生かす方向でですね、市としても援助してもらいたいなちゅうふうに考えております。

○委員長（福嶋安徳君）　鈴木田委員に申し添えます。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　ここは担当課が来ていませんので、後でお願いします。

○委員（鈴木田幸一君）　はいはい。いえいえ、私、一応要望ば今言いよっとですけど。

　ということでですね、こういった災害に対してですね、上がってきた場合は十分にですね、地元の漁協ともね、話し合いばしながらですね、本格的な災害の復旧になるような、そういった話を進めていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。質疑を終了します。

　意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。これより採決いたします。

　議案第８９号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第８４号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君）　次に、議案第８４号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　豊本広報公聴課長。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）広報公聴課、豊本でございます。よろしくお願いをいたします。着座にての御説明、お許しください。失礼します。

○委員長（福嶋安徳君）　どうぞ。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　それでは、議案第８４号になります。八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部を改正する条例についての御説明になります。

　こちらのですね、済みません、定例議案のほう、９月定例会議案のほう、こちらの３ページのほうをお開きいただきますと助かります。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。ありましたか。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　よろしいでしょうか。３ページになります。よろしくお願いをいたします。

　はい、それでは、改正の目的でございますが、有線テレビジョン――東陽と坂本、泉にありますケーブルテレビの放送施設等の管理を指定管理者に行わせるための規定を盛り込むものです。

　４ページのほうを、次のページのほうですね。４ページのほうをごらんいただければと思います。

　盛り込む規定は、現行の条例に３つの条文を加えます。ですので、こちらでいいますと、２２条と２３条と２４条を加えるという形になり

ます。

まず、２２条の１項で指定管理者に行わせることができるとし、第２項で「市長」、「市」とあるものを「指定管理者」に読みかえます。それから、３項、４項で、指定管理の前に出された申請、承認は、指定管理者のものとみなすということで定めております。

次、中ほど、下になります。第２３条では、指定管理者の業務範囲を定めておりまして、第２４条、下のほうになりますが、利用料金制というふうにしておりますが、放送施設等の利用料を指定管理者の収入として収受させることができる、つまり、運営経費として充てることができるという利用料金制がとれるということで定めておるところでございます。

これら３条を加えて、施行日を平成２８年４月１日からとし、２８年度からの指定管理の導入に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、９月の末、１０月の頭ぐらいから、公募による募集。公募による募集を予定をしております。それから、１０月末か１１月ぐらいに指定管理者の候補者選定委員会を行いまして、１２月の議会の際に指定管理者の候補者の議案を提出し、議決をお願いいたします。その際に、委託料が発生する場合は、また、複数年になりますので、債務負担もあわせて提出したいと考えておるところでおります。

指定期間は、現在のところ、３年間ということで予定をさせていただくところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、以上の部分について質疑を行います。

○委員（上村哲三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　八代市の有線テレビジョンに関してはですね、泉、東陽、坂本ですね、あのケーブルテレビ。この３地区は、国の難視聴地域指定を受けてですね、補助金を活用して、それまでには各地区や組合をつくってですね、受信をする体制で高額な経費を伴ってしていたのを、国の指定により、有利なことになったっていうことで、私は理解しておりますが、その中でですね、民間業者に指定管理の委託をするということで、ここにも利用料金制とかですね、いろんなことが書いてありますがですね、それが平野部と比べて大変不便な思いをしている地域であるということを十分加味しながらですね、指定管理者との対応をしていっていかなければならないというふうに思うわけですよ。例えば、平野部の場合には民間業者がどんどん入ってきます。有利なことが多いです。ところが、この３地区においてはそういうことができませんので、だから、そこのところを考えてやっていかれる計画はあるのかどうかを、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思いますが。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　豊本広報公聴課長。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。まさに今、上村委員のほうから御指摘がございました。確かに平野部と山間部というのは差がございます。当然でございますが、その辺も加味しながらですね。現在――現在というか、この指定管理にする前には管理運営審議会、ケーブルテレビの管理運営審議会で地元の方を含めたですね、有識者の方で意見をお聞きしております。そしてまた今後の方針ということもですね、この答申を受けましたので、現在、その運営方針あたりをですね、つくっていくということしてます。当然、山間地ということ、難視聴地域ということも含めてですね、計画の中に入れさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上村哲三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　もう、これ、合併してから、この３地区しかケーブルがなかったんでですね、大変、ほかのないところの平野部の皆さんからは、ちょっとあんまりよ過ぎやせぬかちゅうような話もあったと思います。決算委員会あたりでですね、起債償還あたりの問題もですね、いろいろ取り沙汰された事態がありました。さしより、ほら、一般会計に組み入れられて交付措置があって、それをケーブルテレビに繰り出すもんですから、そこんところの誤解があったんじゃなかろうかと。全部一般財源からですね、市が一回入れてから出してるというのははっきり答えがなかったりした時期もありましたんでですね。そこには各議員さんの誤解もあったようですので、そういうところをですね、しっかり加味しながら、また起債償還も、もうほとんど収束を迎えている状態にあると思いますんで。

そこでですね、インターネットあたりの使用料もですね、前回上がりましたよね。だから、そういうことも思ってですね。何もかんも高くなって、何かこう意味がないんじゃないだろうかって。制度自体を活用したね、その意味がないんじゃなかろうかっていうような気もするわけですよ。だから、そういうところも十分加味しながらですね、やっぱり民間のそのケーブルテレビ事業と同格の利用料とか、そういうのがあった場合には、何か逆に、今度は不公平さを感じる部分がありますのでですね。十分そういうところを加味していただきたいんですが、いかがでしょうか。今後の展開としてですね。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　豊本広報公聴課長。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。上村委員からございましたが、インターネットの料金改定を２４年からしまして、それから、ＣＳのほうの料金改定、任意の加入ということで２６年度からやっておりますけれども。

それも、その民間のですね、料金等、うまく見ながらですね、調整をやってるところでございますが、何せ先ほどおっしゃいました山間地の難視聴地域ということはですね、十分に踏まえながらですね、その辺の料金等もですね、考えていきますし、また、民間が入ってきますと、今度は利用料金自体を上限として、今度は民間のほうで考えていただけるという部分もありますので、その辺も含めた指定管理者側から上がってくる提案等も十分考慮しながらですね、指定管理者を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（上村哲三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　はい。私も、だから、ここ、ケーブルを導入してからのですね、受信者としてですね、いろいろ考えてる部分もあります。で、何もかんもと言うたらいかぬですが、今度も料金が上がってからですね、脱会された方もいると思います。だから、そういうのがなぜかというのを少し考えていただきたい。何もかんも、その一つのもんとしてぽんと打ち当てて料金がこんだけになりますっていうのじゃですね、いかぬのじゃないかと。民間が入れば入るだけですね、逆に、一定の小さい基準でいいっていう高齢者――当然、この３地区は高齢者が多いわけですのでですね、必要ない部分もですね、一緒にセットにされて金額設定をされたりとかいうのよりも、逆にオプションとしてですね、もうちょっと、民間が入るんだったら柔軟な対応ができないかっていうことを僕はずうっと考えとったわけですよ。で、今も一応アンケートとりながらですね、ケーブルの視聴番組はですね、セットは、２年に１回ですか、

３年に１回、見直しがあっているようですが、そういうのも全部逆にオプションにしてですね、したら、意外といいんじゃなかろうかなというふうな思いがあったもんですから、それと、料金体系の問題ですね。この２つをですね、やはりずっと考えてたもんですから。そういうところをやっぱり、当時の、制度の始まりのことをですね、よく理解して。旧八代市にはなかったことですのでですね、この話はですね。職員の皆さんも理解して対応していただきたいなというふうに、これは意見として。委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君）　私のほうからも。

○委員長（福嶋安徳君）　橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　先ほど、今、上村委員が言ったのとほぼ似てるんですが、やはりこれまでの決算委員会の中で、非常に見かけ上、この一般会計の繰り入れが多いっていう、その指摘を受けていた。それはなぜかっていうのは、やっぱりさっき言ったように、一般会計のほうに繰り入れされて、その部分が反映されていないっていう部分で、見かけ上、非常に多い。その辺、やっぱりだんだん減ってくるわけですが、結局、私が思うとにですね、光ファイバーを今、山間地――これはもう山間地域のケーブルテレビ部分というのは自設でやってるわけですね。で、平野部っていうのは、全部リースですね、借り入れですよね。これ見れば、結局、起債償還済んだ段階ではですね、当然、今度は逆転するんですよね、その差が。その辺についての利用、不利益という――今でん、そういう論法からいえば。その部分を含めてですね、ちゃんとした山間地域のこのケーブルテレビのあり方っていうのを、やっぱりこう、逆の発想でですね、見てもらいたい。

そして、また、このケーブルテレビ事業というのは単なる情報の媒体、これはもう重要な部分ですが、その部分が格安でできるっていう部分があるわけですが、まだまだですね、利用価値がある。これ、いろんな、これからの高齢化時代、例えばひとり暮らしの人たちが多い中で安否確認とかですね、そういう分野にもやっぱり使えるっていうことをですね。何といいますか、市もですね、知っていただいて、その辺をですね、大いに利活用するような使い方をですね、さらにやっぱり考えていかなければ、単なるケーブルテレビだけの部分でだけ利用してても、宝の持ち腐れになってしまうと。その辺も十分利用しながら、この指定管理者にですね、進めていかなければならないと。私はそう考えておりますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　豊本広報公聴課長。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。まさにおっしゃいましたように、利用価値があるという部分が非常に大事なポイントになってくるかなと考えております。

今、インターネットのですね、普及率が加入者に対して３０％ぐらいになっております。何せ、平野部は光が届いております、光ケーブルということでですね、便利になっております。まだ山間地のほうはそうではございませんので、そういった意味でも、光ケーブルからしていけばですね、もっと利用価値も上がってまいりますし、逆に言うと、他市の事例では企業がですね、そこで仕事もできるということで進出されたりとかも出てくるかと思います。ですので、今後のこの利用価値という面も含めてですね、やはり考えていかなければいけないというふうに考えておるところです。（委員橋本幸一君「ぜひ、お願いいたします」と呼ぶ）はい。

○委員（橋本幸一君）　もう一つよろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　この３年を期間とされた根拠は何ですか。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　豊本広報公聴課長。

○広報公聴課長（豊本昌二君）　はい。基本的には、指定管理者の運営指針の中でも３年もしくは５年ということでの期間がございます。それと、ちょうど償還のほうが平成３０年の部分が最後に来るというのがございますので、基本的にはそこの部分を見据えた中でということも含めて３年ということでの、平成３０年ということを考えて、３年間ということでの予定をしておるところでございます。

以上でございます。（委員橋本幸一君「わかりました。結構です」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　いいですか。

はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。以上で質疑を終了します。

意見のほうは、先ほど上村委員からあっておりましたので省略したいと思います。

これより採決いたします。

議案第８４号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第８５号・八代市職員の再任用に関する条例及び八代市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君）　次に、議案第８５号・八代市職員の再任用に関する条例及び八代市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中　勇二君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　中人事課長。

○人事課長（中　勇二君）　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の中でございます。よろしくお願いします。着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。どうぞ。

○人事課長（中　勇二君）　それでは、議案書の７ページと、あと、別途、本日１枚物の資料を配付いたしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。右肩に、議案第８５号関係資料としたものでございます。

それでは、議案第８５号・八代市職員の再任用に関する条例及び八代市職員退職手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、被用者年金制度の一元化によります厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴いまして、必要な条例の改正を行うものでございます。

議案書の次のページをお願いいたします。８ページでございます。

改正の内容についてでございますが、まず、第１条におきまして、八代市職員の再任用に関する条例を一部改正いたします。附則の第２項におきまして、特定警察職員等の定義をいたしておりますが、それに関する引用規定を変更するものでございます。地方公務員等共済組合法から、厚生年金保険法に変更するものでございます。

次に、第２条で、八代市職員退職手当支給条例を一部改正いたします。条例第４条第２項におきまして、傷害共済年金の受給権者の定義をいたしておりますが、それに関する引用規定を変更するものでございます。これも、地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法へ変更いたします。

２点、いずれも引用条文の変更が行われるも

のでございまして、再任用制度及び退職手当制度そのものを変更するものではございません。

この条例の施行日は、法律の施行日とあわせまして、平成２７年１０月１日からといたしております。

説明につきましては、以上のとおりでございます。御審議方よろしくお願いします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。これより採決いたします。

議案第８５号・八代市職員の再任用に関する条例及び八代市職員退職手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第８６号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○委員長（福嶋安徳君）　次に、議案第８６号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。

議案第８６号について、企画政策課から説明をさせていただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　それでは、八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書９ページをお願いいたします。

今般、提案いたしますのは、下記に記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法やマイナンバー法とも呼ばれておりますが、この法律が１０月５日から施行されますことに伴いまして、本市における個人番号の独自利用並びに特定個人情報の庁内連携及び団体内でのほかの実施機関への提供を行うためには条例の制定が必要なことから提案をするものでございます。

条例は１０ページからとなります。

その前にですね、済みません、事前に配付をさせていただいておりましたが、右肩に議案第８６号関係という資料、レジュメのものとＡ４の１枚物の２つ、済みません、お手元に御準備いただけますでしょうか。

委員の皆様、マイナンバー制度についてはあらかじめ御承知のことと思いますが、概要について若干ですね、お時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、レジュメのほうを――済みません、お願いいたします。こちら、冊子になっているものです。よろしいでしょうか。

お開きいただきますと、１ページからマイナンバー制度ということで、社会保障・税番号制度ということで概要のほうが記載をしてございますので、後ほど御一読いただければと思いま

すが、主には３点ございまして、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性向上というものを目指して制度が実施されるものでございます。

２ページには、１０月５日法施行に伴います番号の通知が開始されますということと、現在の情報ではですね、本市は１１月ころから通知が開始されるのではないかと考えられておりまして、５万４０００世帯ほどありますので、日に２０００通のペースで通知が行くというようなことで伺っております。

それと３ページでございますが、２８年１月から利用が開始されますということになってございます。それと、この３ページのですね、３行目のほうですね。法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか利用することができませんということで、限定した利用になっているというところをあらかじめ御認識いただければと思います。こういったことから、今回ですね、条例の制定をお願いするということになります。

４ページには、国や自治体での利用について概要が記載されてございます。

５ページには、民間企業での取り扱いということで、先日、報道等なされておりますが、銀行口座へのひもつけなどが認められたというような状況になってございます。

６ページを見ていただきますと、利用制限と個人情報の管理について記載がございます。いろいろ個人情報の流出については御懸念がありますけども、こういった制限がありますよというようなことがここのところからですね、この大見出しに、マイナンバーの利用制限と個人情報の管理というところから記載がございます。

７ページ、個人情報の保護ということで、後ほど御審議いただきます議案第８７号はこれに関連し、個人情報の保護条例を改正するものとして御理解いただければと思います。

それと、８ページ、９ページでございますけども、個人情報に関する懸念への対応ということでですね。流出され、外部に出るんじゃないかとかですね、成り済まし、そういったものについての対応をですね、こちらに、ちょっと字が小さくなっておりますが、記載――それぞれの対応策を記載してございます。

１０ページを、済みません、お開きください。こちらはですね、通知カードと個人番号カードについての説明になります。通知カードは先ほど述べましたとおり、１１月から、本市はですね、開始される見込みとなってございます。

通知カードは地方公共団体情報システム機構、Ｊ－ＬＩＳと呼んでるところからですね、という地方公共団体が共同して設立しております機関から配布され、それを市へ提出することで、通知カードと引きかえに個人番号を受け取れるというような仕組みになっております。

個人番号カードの申請は、通知カードが届いてから行うことができまして、受け取りは翌年の、２８年１月１日からということになってございます。

後ほど御審議いただきます議案第８８号は、これらカードのですね、再交付に関する手数料の条例の改正をお願いするものということで御理解いただければと思います。

通知カードには、個人の番号のほか、氏名、住所、生年月日、性別、基本４情報とも呼ばれておりますが、これが片面に記載をしてあるというようなことからですね、法定事務及び今回条例改正で定めます事務以外でのコピーは絶対避けなければならないとなっております。

個人番号カードには顔写真が入りまして、番号等、先ほど申し上げました基本４情報は別面という、別の、裏、表といいますか、別の面にですね、掲載されることになっておりまして、個人番号が記載されている面、こちらはです

ね、行政や雇用主しか利用ができないというような制度になっております。

まずは、通知カードがお手元に届いて、個人の、自分の番号を知るということになります。で、それを個人番号カードと引きかえることができるというような仕組みになっているということで御理解いただければと思います。

続きまして、こちらのＡ４、１枚物のですね、右肩に８６号と書いてありますこちらを、済みません、御準備いただけますでしょうか。

制定理由でございますけれども、地方公共団体は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、先ほど申し上げました番号法に基づき、条例に定めるところによって、番号法で定める事務以外の事務において個人番号を利用すること、これは独自利用と呼んでおります。情報提供ネットワークシステム――個人番号を利用した情報授受を行うネットワークシステムを介さないで同一機関内で特定個人情報の授受を行うこと、これを庁内連携と呼んでおります。同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報を提供すること――団体内提供ができることとなっております。

本市におきましても、独自利用、庁内連携、団体内提供を行うために、所要の条例制定をお願いするものでございます。施行は２８年１月１日を予定してございます。

例のほうで書いておりますとおり、こちらがですね、条例でいきますと――。済みません、条例のほう戻っていきまして、議案のほうのですね、１１ページを見ていただけますでしょうか。

別表第１（第４条関係）とあります、これらの番号法で定める以外の事務でありますこども医療費助成に関する事務において利用できますよというのをですね、８項目ほど書かせていただいております。これが独自利用に係るものでございます。

１ページおめくりいただきまして、１２ページ、別表第２ということで書いてありますが、これが番号法で定める事務や独自利用事務においてネットワークシステムを介することなく同一機関内で保有する地方税関係や住民票関係を利用することができますよという定めを、この別表第２で定めてございます。

それと、１枚おめくりいただきまして、１５ページの別表第３を見ていただきますと、団体内利用ということで、例えば教育委員会がですね、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理するために、ネットワークシステムを介することなく、市長にその提供を求めることができるというようなことになってございます。

今回の主な条例の規定内容でございますが、まず、（１）では、第３条ではですね、市の責務を記載してございます。２点目、３点目、４点目につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

以上、済みません、簡単ではございますが、条例の説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。

○委員（橋本幸一君）　いいですか。

○委員長（福嶋安徳君）　橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　他市においても結構、今いろんな説明をなされておりますが、非常に、特にお年寄りなんかはわかりにくい部分がかなりあると思うんですけど、八代市においてはどのような周知徹底をとられているんですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川

武晴君）　はい。まず、これまでの周知方法でございますけれども、まず広報やつしろを利用しましては、８月号、９月号、それから１０月号にもですね、このマイナンバーに関します記事をお知らせをしてございます。特に１０月号にはですね、最近思っております注意喚起、これをちょっと主に取り上げまして、御注意くださいというような内容を入れたいと思っております。

それから、一応放送といたしましては、ケーブルテレビインフォメーションでも数回ですね、複数回放送させていただいておりまして、最近顕著になっておりますのが、まちづくり出前講座、こちらのほうからもですね、リクエストが大分多くなっておりまして、各地域に出向きまして、マイナンバー制度について、今、御指摘ありました御高齢の方からもお申し入れがあっておりますので、対応のほうさせていただいております。今後もですね、できるだけ広報等を通じまして周知を図ってまいりたいとかように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君）　いいですか。

ほかにありませんか。ないようですね。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。マイナンバー制、個人番号ちゅうのは非常にですね、私、不安な部分があると思います。やはり、今提案されておりますようにですね、情報のですね、この保護ちゅうとには十分に注意してもらいたいというのを申し添えておきます。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。関連してなんですけども、情報が漏れた場合というのもですね、しっかり検討しといていただきたいと思います。遮断するなりですね、やり方がいろいろあるということですので、よろしくお願いします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、以上で終わります。

これより採決いたします。

議案第８６号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第８７号・八代市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君）　次に、議案第８７号・八代市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（橋口幸雄君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　橋口文書統計課長。

○文書統計課長（橋口幸雄君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）文書統計課、橋口でございます。

議案第８７号・八代市個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○文書統計課長（橋口幸雄君）　議案書は１７ページからになっておりますが、お配りしておりますこちらの資料、右上に議案第８７号関係と書いてあります、こちらをもとに説明させて

いただきます。

まず、１の改正理由でございますが、こちらも番号法の施行に伴うものでございまして、番号法では、２行目になりますが、２行目の「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、より厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、地方公共団体に対しましても、番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めております。

これを受けまして、今回、本市が保有することとなる特定個人情報及び情報提供等記録の取り扱いについて番号法と同様に定めるため、条例を改正するというのが改正理由でございます。

この特定個人情報及び情報提供等記録といいますのは、下の米印にありますとおり、まず、特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことでございまして、次の情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムを介して行う特定個人情報の授受に関する記録。つまり、特定個人情報が使われた記録のことでございまして、データログといわれるものでございます。また、今出てきました情報提供ネットワークシステムといいますのは、個人番号を利用して特定個人情報の授受を行うためのネットワークシステムのことで、総務大臣が設置、管理するものでございます。

次に、２の主な改正内容について具体的に申しますと、まず、（１）特定個人情報及び情報提供等記録について、用語の定義をいたしております。

次に、（２）特定個人情報を収集できる場合を制限しておりまして、具体的には法令や条例に定めがあるときに限っております。

（３）目的外利用ができる場合を、これも制限しておりまして、具体的には、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限定をしております。このほか、提供できる場合を番号法に定める場合に限定するなど、規定をいたしております。

最後に、３の施行期日でございますが、平成２７年１０月５日、番号法の施行の日に施行することといたしておりますが、これは特定個人情報の部分のみでございまして、（２）の情報提供等記録に係る部分につきましては、一番下の括弧書きにありますとおり、情報提供ネットワークシステムの運用開始日に施行することといたしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

個人情報についてありませんか。ないようですね。

○委員（上村哲三君）　ちょっと。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　はい。個人情報保護条例の条例制定はよかっただけど、現実的にですね、庁内でパソコンで個人情報の閲覧をしたり、それから利用したりした場合には、個々の端末からですね、いつ、何月何日の何時に誰がチェックをしたかというのは十分記録として残るようになってますか。

○文書統計課長（橋口幸雄君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　橋口文書統計課長。

○文書統計課長（橋口幸雄君）　ちょっと、システム面については、担当が来ておりますので、そちらからよろしいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。システム面は。

○情報政策課副主幹兼システム管理係長（山本雄二君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　山本システム管理係長。

○情報政策課副主幹兼システム管理係長（山本雄二君）　こんにちは。情報政策課の山本です。よろしくお願いいたします。

お尋ねの件なんですけども、各システムにおいてはですね、誰が、いつ、どの端末で誰を検索したとか、誰を更新したとかというのを記録するような形で、いわゆるログを残すような形になっております。

以上でございます。（委員上村哲三君「はい」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　いいですか。

○委員（上村哲三君）　いいです。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。これより採決いたします。

議案第８７号・八代市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第８８号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君）　次に、議案第８８号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　松本市民環境部理事兼市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）　皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）八代市手数料条例の一部改正について説明させていただきます。

座りましてから説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）　資料のほうがこの紙になりますけども、この資料とですね――。（「マイクば近づけなっせ」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　マイクをちょっと近づけて。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）　別紙資料のですね、２ページをごらんいただきたいと思います。

スケジュールの表について説明をしたいと思います。

平成２５年５月２４日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー関連の４法が国会で可決され、同年５月３１日に公布されました。これに伴い、本市ではマイナンバー制度に伴う準備を行ってますが、今回は３つのカードであります住民基本台帳カード、個人番号の通知カード、個人番号カードの八代市手数料条例の一部を改正するものでございます。

本市では、マイナンバー法に基づき、住民基本台帳に記載された全市民に対しまして１２桁の個人番号を付番し、１０月の中旬からおおむね１１月にかけて、その個人番号を、個人番号の通知カードにより通知をします。実際の送付方法としましては、地方公共団体情報システム機構に委託しまして、全国一斉に発送の簡易書留により、世帯ごとに郵送します。個人番号の通知カードの様式は資料の４ページになります。

また、個人番号の通知カードとともに、個人番号カードの申請書も同封します。個人番号カ

ードの交付を希望される方は、申請書に自分の写真を添付して申請することになります。市民課の窓口では申請があった方に対し、この個人番号カードを、平成２８年１月から本人確認を行い随時交付します。このカード様式は５ページのとおりです。

この個人番号通知カード及び個人番号カードの交付に伴う手数料については、それぞれの自治体の条例で規定する必要がありますが、今回、初回の交付についての費用を国が負担することから、初回交付に限り無料とし、初回手数料は条例では定めません。しかし、カードの紛失や盗難等の事由により再交付をする際の手数料については国の負担がないことから、本市で手数料を定めることになります。今回のこの手数料条例の一部改正により、個人番号の通知カードと個人番号カードの再交付について、それぞれ５００円と８００円の手数料を定めさせていただくことになります。この再交付の手数料については、県内はもとより全国のほとんどの自治体で条例改正が予定されています。

なお、現行制度の住民基本台帳カード、これは３ページに載せてますが、これは個人番号カードにかわることになり、平成２７年１２月末をもって交付を終了します。平成２８年１月１日からは新たな住民基本台帳カードの交付は行いませんので、住民基本台帳カードの交付手数料５００円と、住民基本台帳カードの再交付手数料５００円の規定は削除します。

それでは、お配りしてます資料の１ページをお願いします。

実際の条例改正について説明をします。

先ほど説明しましたように、紛失とか再交付が必要となった場合に、国からの補助がありませんので、その手数料を改正するものでございます。

内容としましては、中欄に第１条と第２条、２つに分けて改正をするようになっております。

まず、第１条関係では、現在の手数料条例の１５号を個人番号の通知カードの再交付手数料として５００円、これを設けるようになります。これが、施行としては２７年の１０月５日からの分です。

あと、第２条関係で、これは平成２８年１月１日からの施行になりますが、第１条関係で、１５号の個人番号の通知カードの再交付手数料をうたっておりますが、その欄がこの第２条関係の右の欄になります。ここで、１３号と１４号を交付手数料の５００円と８００円のほうに改正をするということになっております。

いわゆる現在の住民基本台帳カードの新規の交付手数料と再交付手数料の５００円を削除しまして、新しく１３号、１４号、個人番号の通知カードの再交付手数料５００円と、個人番号カードの再交付手数料８００円に変わるということになります。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（矢本善彦君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君）　先日の新聞でですね、２７５万世帯が届かぬおそれがあるという新聞報道がありましたけど、八代市でもどのくらいの世帯が届いてないのか、――あるかどうか。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　福本市民課主幹兼課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君）　市民課、福本です。よろしくお願いします。

新聞報道によりますと、５％に当たる世帯が受け取り不在で通知カードが届かないという、見込まれておりましたけれども、本市におきましてはその数は把握できておりません。世帯の

５％と想定しますと、本市では約２７００世帯、６５００人の方に届かないことになります。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君）　いいですか。

○委員（矢本善彦君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　矢本委員。

○委員（矢本善彦君）　そうしたら、確実に届ける対策はどのようにされるのか。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　福本市民課主幹兼課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君）　はい。本市では、２つの確実に届ける方策を考えております。

１つ目の対策としましては、毎年１０月に実施しております住民基本実態調査というものがあります。これは１０月に実施しておりますけれども、今回は５月から９月に前倒しして実施しました。これは、住民基本台帳法第３４条の規定に基づくもので、関係各課から文書などの未着の方に対して、住民票の記載が事実と合っているかどうかというのを職員が調査しまして、事実と相違する場合は届け出の指導などを行うものです。

今回は、昨年の１２月の衆議院選挙と４月の熊本県議会選挙の入場券の未到着者１１９名を調査しました。住民票を移さずに転出や転居されている方３２名に対して届け出の指導を行っております。

２つ目としましては、今回、総務省より特例として、やむを得ない理由において住所地においてカードを受け取ることができない方に対しましては、居住する場所の情報を市に登録を申請していただきますと、そちらへ送付させていただきます。

特に本市におきましては、ひとり暮らしで、自宅に住所を置いたまま介護関係の施設や病院等に入所、入院されている方が数多くおられます。該当者の方に対しましては、市内１１５の介護施設や病院などに御協力いただきまして対象者の方に制度をお知らせしております。昨日現在で、９月１６日現在でですね、３６０人の方が登録を申請されております。

以上です。（委員矢本善彦君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　いいですか。

○委員（矢本善彦君）　もう一つ。

○委員長（福嶋安徳君）　矢本委員。

○委員（矢本善彦君）　それから、私もつくっているんですけど、住基カードですね。市民の方もつくってると思うんですけど、それはどんなになるんでしょうかね。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　福本市民課主幹兼課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君）　はい。現在の住基カードは、今、券面の有効期限までは使用できます。ただし、１２月３１日をもって住基カードの新たな発行を行いません。この方々につきましては、住基カードを持ってる方々につきましては、随時、個人番号カードに変えられるよう市民課より通知しまして、個人番号の普及を勧奨していきます。

以上です。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　なければ、これより

採決いたします。

○委員（中山諭扶哉君）　済みません。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、中山委員。意見かい。

○委員（中山諭扶哉君）　はい、意見です。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。

○委員（中山諭扶哉君）　先ほどもちょっと言い伝えればよかったかなと思ってるんですけど、個人番号の通知カードを、通知カードじゃないですね。個人番号カードなんですけど、現状の免許証でもですね、保険証でも、例えば携帯加入のときとか、例えばですね、レンタルするときとかは、その番号をひもづけされるもんですから、この説明を見ますと、裏面はコピーしたりとかしたらだめっていうことになってますけど、裏面のコピーはいけないんだということでですね、周知のほうをですね、ぜひ徹底していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　はい、以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

議案第８８号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「委員長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり）はい、休憩します。

（午前１１時４６分　休憩）

―――――――――――――――

（午前１１時５５分　開議）

◎請願第４号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方について

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、要望書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願１件と継続審査の陳情１件です。

それではまず、新規に付託となりました請願第４号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりでありますが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君）　（書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君）　はい、本件について御意見を伺います。

○委員（島田一巳君）　済みません、いいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、島田委員。

○委員（島田一巳君）　私、紹介議員になってまして、やはりまだ国民に説明がですね、十分にされてないというふうに思いますので、皆さんの御理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかに御意見ありませんか。

ちょっと、小会しましょうか。

（午後０時０１分　小会）

―――――――――――――――

（午後０時０４分　本会）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは本会に戻します。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。うちの会派の中でですね、話をしましたところですね、やっぱし、国の安全とかいうところに対しては非常

に大事なことである、また、このことについては憲法をしっかり審議しなければならない部分もあると。でも、今、国の状態としては、ある程度の結論を出していこうという部分があるので、今回このことに対して９月２５日までに出す間に非常に状況が変化する可能性があるんじゃなかろうかということでですね、恐らく１２月議会の中においても話が出たとき、お互いの市議会議員の中での話し合いがあってもいいんじゃないかということでですね、今回は採択というよりも、むしろ継続のほうが適当じゃないかという話が出ております。

以上です。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、お諮りいたします。

採決に入りますけれども、採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第４号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方については継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎請願第２号・場外船券発売所誘致について

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、次に請願第２号・場外船券発売所誘致についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。本件について御意見等を伺います。

○委員（鈴木田幸一君）　ちょっと質問していいですか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。ちょっと質問いたしますけど、紹介議員来ておられますので、中山諭扶哉議員にちょっと質問させてもらいますけどですね、いろんな話がありまして、これについては八代市も応分の負担をしなければならないとじゃなかろうかという、まずその部分ですね。まずその１点からお聞きしたいと思います。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、中山議員。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。前回ですね、若干誤解のほうがあったかというふうに思っております。今いただきました意見も含めましてですね、ちょっと若干説明させていただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。今回ですね、請願につきましては、あくまでも住民と市、それと大村競艇と市がですね、話し合うための、３者でですね話し合うためのドアを開いてくださいと、そういうふうな地元からのですね、お願いがございました。

オラレということでですね、施設のほうはですね、公共施設の意味合いがありまして、自治体が大村へですね、貸し出す必要があると。簡単に言えば又貸しする必要があるということでございます。実際はこのですね、施設のほうは、提供をですね、市が受けまして、運営のほうは大村のほうでされるということでございまして、数ある協議の中でですね、まずは議会の反対がないということがですね、対話の開始のですね、条件というふうにされております。実際の設置の可否に関しましてはですね、首長またはですね、市の執行部等でですね、検討いただきましてですね、議会にまた再度提案があるかというふうに思います。

地元住民はですね、何も進まないというですね、現状をまず１歩を踏み出したいと、市や競艇場と話をですねさせてくれということでございます。先ほどもございましたけど、一部ですね、施設のですね、市の財政負担があるんじゃないかというようなことで言われましたけど、

こちらのほうはですね、中村議員と私ですね、同席した中でですね、話を伺いました。その中ではですね、そのようなことはですね、一切ないということでですね、説明を受けております。何度も言いますけどですね、これは設置の可否ではなくてですね、まずは地元住民と市と大村競艇場、３者でですね、設置が可能なのかそこからですね、話を進めていくというその３者がですね、対話することに対して反対はありませんよというようなですね、ことですのでですね、ぜひですね、この民意にですね賛同していただきましてですね、採択をですねぜひお願いしていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。今、市の負担は全くない、一応このことをテーブルにのせたいということでの採択をしてもらいたいというふうに理解していいんですかね。（委員中山諭扶哉君「はい、そういうことでございます」と呼ぶ）（「違う」と呼ぶ者あり）（委員鈴木田幸一君「は、違う」と呼ぶ）

○委員（鈴木田幸一君）　もう一つ。

○委員長（福嶋安徳君）　もういっちょ、意見を、はい。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。と、もう一つがですね、これについてはもちろん地元のですね、校区長さんたちが、皆さん１４名の方々が請願しておられますので、地元としてのまとまった意見、いわゆるこれ、ぜひつくってもらいたいちゅうことに対しては、当時６月と今でも変わっていないということで理解していいんですか。（委員中山諭扶哉君「はい、そうでございます」と呼ぶ）

○委員（鈴木田幸一君）　もう一つよかですか。

○委員長（福嶋安徳君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。もう一つです。あと市のほうにですね、いろんな呼びかけをしておるけれども、なかなか話し合いの場が設けられないということでありますけれども、そのことについては何らかのアクションをしておられたんですかね。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　中山議員。

○委員（中山諭扶哉君）　それに関してもですね、大村競艇事務局さんが説明にどうしても来たいということでございますけど、議会のほうがですね、反対をですね、もしもしてられるなら、説明にも来られないと。まだそのテーブルにものっていない状況でございまして、ぜひ今回はもうテーブルにのせていただきたいということでございます。その話をさせていただきたいということでございます。（「内容が違う」と呼ぶ者あり）（委員鈴木田幸一君「今の話ならば、もう賛成してもよかと思うとですけど、その、ちょっと今……」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか、御意見。（「小会、小会」と呼ぶ者あり）一応、小会します。

（午後０時１１分　小会）

―――――――――――――――

（午後０時３４分　本会）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、本会に戻します。

○委員（上村哲三君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　はい、前回もですね、審議をして意見の交換もやりましたが、まだまだ私たちの不勉強という部分があるように感じます。また、前回も言いましたがですね、この請願と今お話しを聞いた中でもですね、姿が見えないということではですね、相手の対応の仕方もちょっと疑問も残っておりますのでですね、ぜひ委員会で今後調査を、委員会で調査をですね、進めていただいた後の議決というような形

で今回は継続審査ということでお諮りを願いたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、いい意見が出た後でございますけれども、御意見を締めます。

それでは、お諮りいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第２号・場外船券発売所誘致については継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（福嶋安徳君）　挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、皆様、傍聴ありがとうございました。しばらく休憩いたします。１時半から再開いたします。

（午後０時３６分　休憩）

（午後１時３０分　開議）

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君）　それでは皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の２件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して３件、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（定住自立圏構想について）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは、まず定住自立圏構想についてをお願いします。

○企画振興部長（福永知規君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君）　皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部、福永でございます。

定住自立圏の構想について御報告、説明をさせていただきます。詳細にわたっては、宮川企画政策課長が行います。よろしくお願いいたします。（「少々お待ちください。資料なか」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　どうぞお座りください。（「おれのと入っとらん。これ見とらん。はい、よかです。どうぞ」と呼ぶ者あり）

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　改めましてこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。着座にて説明をさせていただきます。

本日は、ことし３月定例会におきまして、本市と氷川町との定住自立圏形成協定につきまして、市議会、町議会から同文議決をいただきまして、その後の進捗状況や今後の予定等について御報告をさせていただきたいと思いまして、報告の時間をとっていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではですね、あらかじめ資料を配付させていただいております、右肩にですね、定住自

立圏構想について、（資料１）となっております、こちらのＡ４の１枚物のほうをお手元に御準備いただければと思います。

１には、定住自立圏構想の状況ということで、これまで説明をさせていただいておりますのでこちらのほうは省かせていただきます。

２の定住自立圏形成へ向けた手続ということで、①、②につきましては、これまでの経緯でございますので、報告のほうは省略をさせていただきます。

現在③のですね、定住自立圏共生ビジョン制定に向けた協議を重ねているところでございます。

３の今後の予定のところを参照いただきながら説明をさせていただきます。

平成２７年度に入りまして、まず、やつしろ・まち・ひと・しごと対策本部及びに、その幹事会の所掌事務にですね、この定住自立圏構想を加えまして、庁内役所内での検討体制を確立したところでございます。

次に、市と氷川町との間に、定住自立圏共生ビジョン策定検討会議というのを設置いたしまして、行政レベルでの事務協議の体制を整え、７月２４日に第１回の会議を開催したところでございます。

資料にはちょっと記載がなくて大変申しわけないんですが、メンバーといたしましては、市では、ただいま述べました９部の幹事会、各部のですね、政策調整審議員、氷川町のほうは１１の課の課長様で、構成をしている検討会でございます。

本日、配付をいたしております共生ビジョンの素案につきまして、市・町で協議を実施したものでございます。

その後、３、今後の予定に書いております、８月１０日の日に第１回のビジョン懇談会を開催しております。懇談会のメンバーにつきましては、市・町で連携して取り組む分野から参加をいただいてございます。例えば医療に関する分野では、市・郡の医師会から、福祉分野では福祉協議会から、教育、防災、土地利用、農業振興、観光といった分野に教育事務所や広域行政事務組合、土地改良、商工会、農協、よかとこ宣伝隊など、１１名の委員に御参加をいただいているところでございます。

９月１５日までパブリックコメントを実施したところでありまして、これらを踏まえまして、１０月の下旬にですね、第２回懇談会を開催したいと思っております。この懇談会を経まして、市長と町長とで意見交換をいただき、最終確認を行ったところで最終の策定をというところに至るものでございます。

それでは、ビジョンの素案について説明をさせていただきます。定住自立圏構想について（資料２）をお手元に御準備ください。

１ページをおめくりいただきますと、目次になってございまして、１の定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称、圏域の概要、将来像、ビジョンの期間、具体的取り組みといった構成になっているところでございます。

１ページにつきましては、省略させていただきます。

２ページは、圏域の概要でございまして、本市、氷川町の概要、それから圏域におけます都市機能の集積状況について記載をしてございます。

３ページでございます。

３の圏域の将来像ということで、少し読まさせていただきますと、定住のための必要な諸機能を確保するとともに、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる圏域を形成していくことが、定住自立圏構想の基本的な考え方になってございます。この構想に基づきまして、本圏域の目指す将来像は、生活機能の強化を初め、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化への取り

組みを進めることで、生活圏域をともにする周辺自治体と互いの地域特性を生かした役割分担を図りながら、住民が安心して豊かな暮らしが続けられるよう圏域全体の活性化を目指すこととしております。

次の（１）生活機能の強化に係る政策分野ということで、①から④までがございます。

次ページ、４ページになります。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野ということで、３項目を記載してございます。①から③でございます。

（３）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野といたしまして、①、②のとおり記載をしてございます。

このビジョンの期間は平成２７年度から３１年度までの５カ年間ということで、こちらも毎年ですね、所要の見直しを行っていくこととしております。

５ページ、お願いいたします。

定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組みということで、ただいま申し上げました将来像の実現に向けまして、市・町が連携して推進していく具体的な内容を記載してございます。５ページ以降が、その内容を記載してございます。

生活機能の強化に係る政策分野におきましては、医療関係で２事業、福祉で５事業、教育で５事業、土地利用で１事業、産業振興で４事業、その他９事業の２６事業を記載してございます。

（２）の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野におきましては、地域公共交通１事業、道路関係で１事業、交流人口関係で２事業、観光ネットワーク強化ということで２事業の６事業、合計３２事業を具体的な取り組みとして記載をしているところでございます。

一応、１つ１つはですね、細かくなりますので、詳細の説明は以上と、詳細を説明しますと長く時間がかかりますので、以上とさせていただきたいと思います。

説明は以上です。御意見等よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　それでは本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（矢本善彦君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君）　この自立圏のこの事業は氷川と芦北も話が聞いとったですけど、今、芦北の状況はどんな状況になってる、現状は。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川政策企画課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。芦北町様はこの構想の要綱に基づきます要件に該当してますという説明をさせていただいておりまして、今、事務レベルでですね、協議をすることにしておりまして、よければその協定締結、またそのビジョンということで一体としてですね、また今後取り組むことを、また今後しかるべく時期にお示しできればと考えております。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。ほかにありませんか。

何かお聞きになりたいことはありませんか。また次の機会に伺いますか。（「うん、あんま多かけんな」と呼ぶ者あり）

○委員（島田一已君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、島田委員。

○委員（島田一已君）　はい。資料１の一番最初の一番下ですけども、今後の予定ちゅうことで、８月１０日、第１回八代市定住自立圏共生ビジョン懇談会と先ほど言われまして、１１名の方が参加されたということで、今からですね、若い方たちの御意見が必要かと思いますので、若い方たちに、ちょっと、どなたかいらっしゃるんでしょうか。済みません、よろしくお

願いします。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。今回のビジョン懇談会につきましては、今のビジョンのですね、済みません、５ページ以降にそれぞれ具体的な取り組みを記載してございます。これは実際に八代市と氷川町で連携をしている事業や、今後連携が見込まれるものも含めまして記載をしております。そういったことに関しまして、先ほど申し上げました、各分野からの御出席をいただいておりまして、よく委員の選定につきまして考察しましたときに、できれば実務者、できるだけ事務に精通してらっしゃる方ということで、トップというよりは、その事務局長さんとかですね、事務長さんあたりに御参加をいただいたところでございますので、今申し上げましたところから、若年層とまではいきませんけども、４０代、５０代の方が大体メンバーとしては多く入ってらっしゃるところでございます。

今、委員さんの御指摘はもう少し、２０歳や３０代のところをもし目指しての御発言でしたら、残念ながら今回はそういった趣旨で選定をしておりませんというようなお答えになってしまうかと思います。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君）　いいですか。

○委員（島田一巳君）　はい。やはりですね、若い方たちの意見もですね、たくさんお聞きになって、よりよい定住自立圏になるようにお願いしたいと思ってます。

以上です。

○委員（上村哲三君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　ちょっと勉強不足であれだけど、この今、政策分野ごとに事業名があって、３２か、事業名があったよな。その予算、事業費見込額って出とったばってん、この総額はどげんなっとっとかな。トータルが３１事業か、３２事業か、これのトータルの事業計画、事業予算計画表というのはどうなってるの。そのうち八代市の持ち出し、交付額、そういうのをちょっと見してくれんかな。ここでわからないなら次にでもよかですし、資料ばもらえればよかばってん。わかる範囲で。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。取り組み事業につきましては、まだ確定しておりませんでしたもんですから、今の委員さんから御指摘のありました取りまとめまでは至っておりませんので、まずこのビジョンが固まったところでですね、事業の精査をしまして、金額あたりまとめたものをですね、また１２月定例会かまた時期を、そこは委員長と御相談させていただいて、出す時期は、はい、検討させていただきたいと思います。

○委員（上村哲三君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　事業、行うことも結構な話だけど、この定住自立圏のことで委員会あたりでも視察をしてきた経緯があって、やはり素案をつくるときにはね、やっぱり決められた５年間の年度のですね総事業費、各項目があった、総事業費の問題とそれから持ち出し分の問題、１市１町たいな、今回は、１市１町でやる場合のやっぱり負担割合とか、そういうのも全部ね、明らかにされとったもんだからお尋ねすっとですよ。ここで見ればね、わかるところだろうばってん、やっぱ総事業費の一覧も欲しかったね。こればつくるなら、ぜひ素案の段階でもね、やはりある程度こういう形になってますというのは、全体に及ぼす影響が出てくるだろ

うけん。各、また当初予算あたりが出てくるときに、各部課で減ったりふえたりする部分が出てくるでしょう。その辺もやはり今９月だから、見ていくには大体今欲しい資料かなというふうに思うとだけどね。

○企画振興部長（福永知規君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君）　はい。定住自立圏、今現在進行中ということできょう報告させていただきました。

今、先進地のほうの事例も教えていただきましたところで、総事業費それから負担割合についての資料についてもしっかり留意をして作成のほう運んで行きたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（福嶋安徳君）　よかですか。

○委員（上村哲三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　はい。じゃあできるだけ早い時期に、こう素案で今出てる段階でいいので、取りまとめして、ある程度の姿を見してくれんですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）そのほうがわかりやすいと思うけん、その中で見ていくのがですね。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。御指摘のとおり資料づくりをしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君）　はい。今お話しありましたようにですね、先進地と言われるところを視察してきましたけど、どうしても結果が出てない事業とか結構多くてですね。ぜひ、そちらのほうの資料も確認していただいてですね、実績につながるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君）　いいですか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　事業名によってですね、予算の事業費の見込みが計上されてない部分、これはどう理解すればよかですか。（「医療とかな、介護とか」と呼ぶ者あり）例えばグリーンツーリズム関連事業とか、特に、あのスマートインターとのアクセス、五家荘を強めに、ぜひとも必要なここはできるだけ早くですね、しなければならない事業なんですが、予算が全然計上されてないという、具体的に言えばですね。この辺をどう理解したらいいですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）　はい。５年間の事業費の記載のあるなしでございますけれども、記載があるものは既に何がしかの計画に位置づけられて、これぐらいの予算規模で今後動くであろうという金額があるものは、できるだけ記載をしていただくようにしております。で、記載がないバーになってるものはですね、現段階でその予算についてちょっと目途が立っていないものなどが、もしくはその毎年の変動があるものについてはですね、お示しをできてないというようなところでございますので、できるだけ埋まるようにですね、努力をしたいと思います。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君）　２７年度の今年度でゼロちゅうことは、果たしてこの事業はやるのかな、そういう疑問にも感じるしですね、そして

また、いろんな予算の配分についてもですね、例えば、八代市地域観光推進協議会の事業で、よかとこ宣伝隊、氷川物産協会もろもろで総額４０万。片や清流氷川流水対策協議会事業、約１００万ぐらい。何と言いますか、こっちのほうが事業量としては何か要るんじゃないかなという部分についても、事業費配分がほんとこれでいいのかなという感じもする部分がありますから、その辺はですね、ある程度、確固たる事業名が多分出てると思いますから、それがほんとに妥当な分かをもうちょっと精査していただきたいなと。ただ予算はつけたけど、これじゃとても間尺に合わぬというようなことじゃだめと思いますから、その辺もあわせてしっかり対応していただきたいと思います。これはもう意見として。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは大体出尽くしたようでございます。

以上で、定住自立圏構想についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（新庁舎建設の進捗状況について）

○委員長（福嶋安徳君）　それでは次に、新庁舎建設の進捗状況についてをお願いします。

○財務部長（岩本博文君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君）　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部でございます。

本日、財務部は２件の報告事項を用意させていただいております。まず、新庁舎建設の進捗状況をこの後説明をいたします。その後に市税の徴収関係の分で納税課からの報告をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君）　はい。財政課の谷脇でございます。よろしくお願いします。

それでは、新庁舎建設の進捗状況につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君）　はい。去る８月１９日水曜日に開催されました第１回新庁舎建設市民検討委員会の会議結果について御報告させていただきます。資料はお手元の平成２７年９月定例会総務委員会所管事務調査資料１のほうでございます。１のほうをごらんください。

第１回新庁舎建設市民検討委員会報告書でございます。

今回は１２名の委員の皆様に御出席いただき、たくさんの御意見や御質問をいただきました。第１回目の市民検討委員会は、委員の皆様に今回お願いする基本構想について御理解をいただくために、６月１５日の全員協議会でごらんいただきました現庁舎の計画と八代市庁舎の現状調査という２つのＤＶＤを見ていただいた後、車椅子での庁舎体験や直接現地を見ていただき、その後、各委員の御意見を伺いました。

委員の御意見や御質問は項目ごとに整理し、お手元の資料に記載させていただいております。主な内容を申し上げますと、１、支所の活用についてでは、ぽつの１つ目とぽつの３つ目のように、千丁支所や鏡支所の活用についての御意見を賜りましたが、支所は窓口サービスを提供する場であり、地域づくりの拠点や防災体制の拠点として位置づけられるとともに、地域

の特性にあった現地業務の拠点である旨お伝えいたしました。

大きな２番です。新庁舎の建てかえについてでは、発言された全ての委員から建てかえ反対の御意見はなく、建てかえが必要であり、建てかえるなら今のほうがいいとの意見でございました。

大きな３番です。新庁舎の機能についてでは、①の窓口につきましては、ワンストップサービスの実施や利用者の動線への配慮というのが出てまいりました。

②のユニバーサルデザインでは、トイレやエレベーターの構造だけでなく、障害者駐車場やバス停から雨にぬれずに来庁できる動線の確保をしてほしいとの意見が出ました。

③番の防災セキュリティーでは、災害発生時の避難所やまちづくりを盛り込んだ空間として、フレキシブルに活用できるフロアの整備や災害時の混乱に巻き込まれず、現場に出動できる職員の動線の確保。また、市民が気軽に来ることができる場所と市民の情報を守る場所をつくり、それぞれセキュリティーを考えて分けてほしいといった意見がございました。

④の賑わい、店、市民協働では、食堂や喫茶室、市民に開放された空間などといった機能の必要性が意見として出されました。

また大きな４番でございますが、新庁舎の議会棟については、中学生のワークショップで出された意見のように、議場やホールを多目的に使うべきとの意見が出ました。

大きな５番。新庁舎の景観につきましては、城側の道路を車が通らないようにし公園をつくるとか、八代産の木材を多用した庁舎といった御意見が出されました。

大きな６番。庁舎の規模についてでは、人口と職員数による庁舎規模との関係性についての質問が出され、その解答としまして、将来人口の推計から想定した職員数によって庁舎の規模は変動しますものの、パスポート発行の業務や社会福祉法人の監査など、権限移譲として県から次々とおりてくる業務がありますため、一概に人口イコール職員数ではないこと、また災害対策や市民の交流空間など、新庁舎に求められる機能によって規模が変動する旨の説明を行いました。

その他、大きな７の新庁舎の環境や敷地内の８番、埋蔵文化財についての意見も出されたところでございます。

また、資料の最後の用紙になりますが、次の用紙になりますが、所管事務調査資料２と書かれましたものがございます。もう１個の資料でございます。

ただいま御説明させていただきました内容のほか、市民検討委員会での支所の活用についてでございまして、本庁方式と分庁方式などについて各委員の解釈が若干異なっておりましたことから、その部分を整理し送付いたしております。

内容は、本庁方式は全ての部署が本庁に集約してある状態で、分庁方式は国の省庁のように、この建物は財務省、あの建物は農林水産省といった感じで仮に市に置きかえますと、千丁支所は教育委員会、鏡支所は健康福祉部、東陽支所は建設部というふうになり、複数の課に手続や相談がある際は、それらの支所を回らなければならない形態が分庁式であるという旨の記載を行っております。

以上が新庁舎建設の進捗状況についての御報告でございます。

また、本日お配りいたしました市民検討委員会の会議録と資料は、市民への情報公開用としまして、これまでの資料同様、議会終了後１階の情報プラザで閲覧できるようにしたいと考えております。

以上よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。本件について

何か質疑、御意見等はありませんか。

○財務部長（岩本博文君）　委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君）　はい。それでは、今第１回目のこの検討委員会の報告をさせていただいたわけでございますけれども、今後、また数回会を重ねていく予定です。今後はですね、この検討委員会では、１０月２７日に第２回の新庁舎建設市民検討委員会を開催する予定でございます。

この２回目の予定はですね、１回目で委員会からいただきました意見と、それと、これまでに議員の皆様から頂戴いたしました、例えば平成２６年１２月定例会の一般質問では、木材を使った建築ということで、ＣＬＴ構造建築物の可能性を問われてもおります。そういう課題でありますとか、あと、７月の２７日の全員協議会でもいろいろ意見がございました。窓口のユニバーサルデザイン、それから省エネ対策、自然に光を取り入れる自然採光のあり方、それといろんな複合的な機能を持たせた、コンビニとかファストフードを入れたりとか、それとあと、まちづくりの観点からバスターミナルとかランドマークとしての庁舎、こういういろんな御意見をいただいております。こういう御意見をもとに、新庁舎の建設のための基本構想のたたき台をつくりまして、そういうたたき台の中での協議をまたしていただくというような予定でございます。そういうまた議論が進みましたら、それを整理いたしまして、総務委員会等に説明をし、御意見をまた頂戴いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。いろいろ詳しく説明いただきましたけど、何か御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないですか。では、次の機会にまた伺いましょうか。

はい、それでは意見がないようでございますので、新庁舎建設の進捗状況についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（市税徴収における県への派遣支援（併任徴収）要請について

○委員長（福嶋安徳君）　はい。次に市税徴収における県への派遣支援（併任徴収）要請についてをお願いします。

○財務部理事兼納税課長（松本秀美君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　松本財務部理事兼納税課長。

○財務部理事兼納税課長（松本秀美君）　納税課の松本です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、どうぞ。

○財務部理事兼納税課長（松本秀美君）　お手元の資料の市税徴収における県への派遣支援（併任徴収）要請についてでございます。

派遣支援とは、市町村税務職員の滞納整理の技術向上を図り、県及び市町村の税収向上に資するため市町村の要請により熊本県が県内の市町村に対して税務職員を派遣することでございます。

県職員が週１日程度、本市納税課に勤務して進行管理のノウハウの提供や、換価が進んでいない解決困難事案の解決策の指導など、徴収職員のレベル向上のための実地研修等による人材育成を目的としたものでございます。

県内における派遣支援の状況でございますが、県南広域本部所管の１５市町村のうち八代市以外の１４市町村は全て派遣支援を要請しております。

熊本県下において派遣支援をしていない市町

村は、市で１４市中５市、町村では５町でございます。

３番目として、県内における八代市の徴収状況を載せております。現年度分の収納率が９８．３８％、滞納繰越分が１４．０４％でございます。

八代市の順位が下がったのは、熊本市を初め他市町村の徴収率がこの数年大きく伸びている中で、本市が伸び悩んでいることが主な要因でございます。

本市における以前の派遣支援の状況、過去の状況でございますが、平成２０年度と２１年度に県職員の派遣を依頼しております。

今年度の実施予定でございますが、平成２７年１０月１日から２８年３月３１日までを予定しております。

業務の内容といたしましては、まず市県民税の特別徴収事業所への電話及び訪問催促、税務署調査その他を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。この本件について質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君）　要望として言ってもいいですか。松本課長も、以前のあの県の派遣のときの状況というのを覚えておられると思いますが、県から来た場合、特に強制徴収の場合、非常にやっていけない部分までやるというような、あのとき非常に過度な徴収方法が、やり方があってたと思うんですね。やはり徴収方法っていうのは、かなり行政側に有利に働くわけですが、しかし、そこはやっぱりしっかりですね、市民の皆さんの生活権というのを確保して、その辺の徴収に当たっていただきたいということを、くれぐれもお願いいたしてですねおきます。よろしくお願いします。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかに。

○財務部理事兼納税課長（松本秀美君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　松本財務部理事兼納税課長。

○財務部理事兼納税課長（松本秀美君）　はい。私も平成２０年度に係長兼務の課長補佐としてその、捜索を中心とした仕事に従事いたしました。２１年度につきましては、私が課長に初めてなりまして、それを仕事を進めたわけでございますが、確かに県のやり方というのは、滞納繰越分についてはそれなりの効果があったんですが、現年度分についてはなかなか効果が出ませんでしたので、現在はその現年度を中心に頑張るということで考えております。

また、県のほうもその過去のいきさつについては重々承知しておられますので、市町村の意向を十分酌んで進めていきたいというふうな意向でございます。（委員橋本幸一君「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ）

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君）　はい。ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　はい。財政部長がいるからあえてちょっと仮定して尋ねたかったけど、今回、市税徴収における県への派遣支援の話、けっこうなさっき橋本委員からもあったけど、前回のことをね、私も頭の中にあってからさ、気になってどこまで言えばよかかなと思ったら、先に言ってもらったけんよかったんだけど、今後ですよ、市全体見直してですよ、部長、この税だけじゃなくてですね、利用料、手数料の年間の不納欠損やら、過年度分のね、現年度、過年度の不納欠損、これに対してはいろんな法律のかぶさっとるところが違って、援用が必要だったり、いろいろ、それじゃないと処

理ができないという部分がありますよね。未納、滞納関係、それから利用料、使用料も含めてですね、一括して徴収する部というのが、この先必要になってきやせんですか。専門、結局職員さんは大体３年か、４年ごとに、まあ長い方はね専門で六、七年税関係はおらすかもしれんばってんが、それ以外の部分も含めてですね、ある程度やっぱ専門性がないとね、法の網がかかっとる部分がいくつもあるもんだから、そこで大変、異動して３年ぐらいで、なかなかね、ああやっとわかりだしたというころにまた異動だったりすることがあるじゃないですか。大体そうだろうと思う。だから、そういうのを考えればですね、専門にやっぱりそういう部署というのを今後は、税だけじゃなくてですよ、市全体のその使用料や利用料の滞納に関してもですね、そういう専門的な部署をしてったほうが、それ以外の仕事がね、もうこれにばっかし各部課の仕事がですよ、かかってしまってですね、逆に本来の仕事もできづらい部分もあるんじゃないかというふうに感じるわけですよ。そういうところの考え方も、きょうの関連ですので、部長の意見ちょっとお伺いしたかっですけど。

○財務部長（岩本博文君）　はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、岩本財務部部長。

○財務部長（岩本博文君）　はい。今、上村委員さんから御指摘をいただいた部分についてはですね、私どもも痛切に感じておりまして、そのための準備をですね、今、ちょこっとずつ進めてはおります。それが組織的に確立されたものになるというところまではちょっとわかりませんけれども、やはりなんて言ったらいいんですかね、そういうノウハウというのは、全て一緒といいますか、法律は違いますけれども、いろんな手法というのは１つの基本パターンがあって、それぞれ事務を行っていくという専門的な知識も必要になります。そういう勉強もしながら、全庁的に取り組んでいこうというような考え方は今持ってるところです。それをですね、ちょっと今基礎固めをしながら、将来的には組織までもっていけるかどうかはまだ今のところなんとも言えませんけれども、そういう体制を固めていこうという執行部での考えはございますので、その分でちょっと充実させていきたいというふうには思っております。（委員上村哲三君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（上村哲三君）　はい。

○委員長（福嶋安徳君）　はい、上村委員。

○委員（上村哲三君）　ぜひ、そのほうの検討をですねお願いしたいと思います。それとその中にある程度この部分の企業会計なら企業会計の部分の専門的な人たちが二、三人ついてとか、税関係は固定資産税も何もかんも含めてですね、住民税も含めて、その専門家が後進まで育てられるちゅうような分が出てきて、先々じゃ絶対つながっていくというような気がすっとですよね。そういう体制づくりが今から必要かなと思ったんで、申し上げただけでございますが、今、一般質問あたりでも、全然これは別個の話になるかもしれんけど、おまけとして聞いとってください。

いわゆる市有施設の管理関係ですね、この関係も今いろんなところで話がありますが、例のＦＭですよね――ファシリティマネジメントの関連からいけば、基金もそれから施設関係も全て何か新たな方策で体制を整えて本庁だけじゃなくて、関係団体の分まで含めて、いわゆる何かあったときには市が一般会計から持ち出したり、補助金で出したりというような関係も出てくる関係からするとですね、やっぱり全庁的に一括してそれを管理する部門というのは非常に必要になってくると思うとですよ。

だから、今の年間の不納欠損やら滞納額を見てればですね、これでどんだけの、その分の利

子補給を、また立てかえとる利子補給をしていってるかと思えばですね、将来的に、市の会計は単年度会計だからですね、そのときにしか見えない部分があるけど、これが１０年、２０年のスパンで見たらもう何十億というような金になってきてるでしょ、だからそのことを思えばですね、ほんとにいろんなところにそれを解決したら新たにその財政を向けられる部分も出てくるというようなことから申し上げてるのであって、ぜひそういう取り組みをしてですね、余裕のある、やっぱり財政基盤を今から築いていかんといかぬと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　はい、ないようです。

以上で市税徴収における県への派遣支援（併任徴収）要請についてを終了いたします。

お疲れでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

次に閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件、及び請願１件、陳情１件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後２時１１分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２７年９月１７日

総務委員会

委　員　長